

令和6年度第1回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会 次第

日 時 令和6年6月18日（火）
午後3時から

場 所 鹿嶋市役所3階会議室301

1 開 会

2 あいさつ

3 委嘱状交付

4 委員紹介

5 会長及び副会長選任

6 議 事

(1) 昨年度の市内公共交通運行実績について（資料1）

(2) 鹿嶋市生活交通確保維持改善計画（令和7年度）について（資料2）

・計画期間：令和6年10月から令和7年9月まで

(3) バスお試し乗車券計画案について（資料3）

(4) 鹿島合同自動車株式会社の事業の承継について（資料4）

(5) 鹿嶋市地域公共交通活性化協議会設置規則の一部改正について（資料5）

(6) その他

7 閉 会

1 昨年度の市内公共交通運行実績について

鹿嶋市の公共交通の現況

(1) 鹿嶋市の公共交通ネットワーク

- 鉄道は、JR 鹿島線（佐原⇔鹿島サッカースタジアム）と鹿島臨海鉄道大洗鹿島線（鹿島サッカースタジアム⇔水戸）が南北方向に走り、鹿島神宮駅で両路線が接続。
- 高速バスは、本市と東京駅を結ぶ路線として、土日祝は144便（平日は126便）、ピーク時には10分間隔で運行。（※2024年4月1日改正）
- 路線バスは、鹿島神宮駅と銚子駅を結ぶ関東鉄道の2路線（計11往復）が運行。
- 鹿嶋コミュニティバスは、鹿島臨海鉄道大洗鹿島線と並行して市域を南北に走り市街地を通過する「中央線」と、北浦並びに鹿島灘沿いを周回する「湖岸海岸線」の2路線（計9往復）が運行。
- 広域バスは、本市と潮来市、行方市を結ぶ「神宮・あやめ・白帆ライン」が8往復運行。また、鹿島神宮駅と小見川駅を結ぶ「神栖市コミュニティバス」が3往復運行。
- デマンド型乗合タクシーは、公共交通空白地を解消する移動手段として、平日1日15便を運行。（1便あたり3台のタクシーで運行）

(2) 公共交通施策事業内容

市内の公共交通体系を確立するため、令和5年度は、以下3事業を実施。

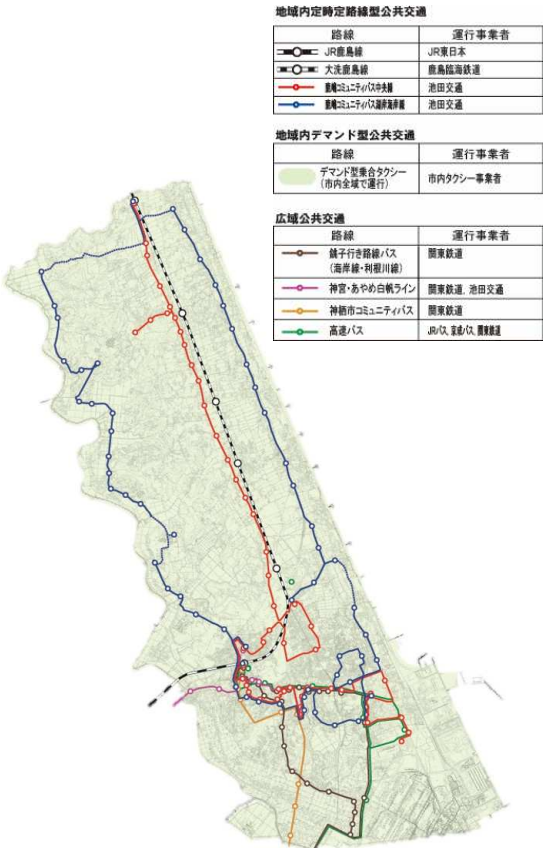
① 鹿嶋コミュニティバス

運賃は、全路線全区間一律で1乗車につき、300円（こども等150円）としており、運行経費から運賃・広告収入等を差し引いた金額の80%（上限20百万円）をバス運行事業者へ補助している。

② 神宮・あやめ・白帆ライン

運賃は、200～500円（こども等半額）としており、運行経費から、運賃・国庫補助金を差し引いた金額を、3市で均等割りや距離割により負担している。令和5年10月からは、本市を除いた2市で負担している。

○本市の公共交通ネットワーク図



③デマンド型乗合タクシー

完全予約制の乗合いタクシーとして、利用者の自宅と登録された目的施設の間を送迎し、運賃は、市内を鹿島地区、大野地区の区分で、地区内は500円、地区間は1,000円（未就学児、障がい者等は半額）。

利用者や目的施設の新規登録にあたっては、利用者は1,000円、目的施設管理者は10,000円を登録料として市へ納入している。

運行は、市内事業者へ、次の業務を一括して委託し、市の単独事業として実施している。

- ・タクシー借上げ業務
- ・運賃の徴収及び市への納入業務
- ・予約受付センターの運営業務
- ・利用者、目的施設のシステムへの登録業務

※受付システム利用料は、別途契約。

(3)鹿嶋市地域公共交通計画(計画期間:令和6年度～令和10年度)

本計画では、第四次鹿嶋市総合計画に掲げる「スマート&コンパクト」なまちづくりに向け、公共交通体系の構築を一つの契機として「コンパクトなまち」を形成し、そのエリアにおける「誰もが利用しやすい公共交通体系の形成」を基本方針としています。

○目標及び評価指標

目標	評価指標	現況値 (R4)	目標値 (R10)
まちの拠点間を自由に移動できる公共交通ネットワークの形成	市内公共交通カバー率	100%	100%
シームレスな公共交通サービス(ヒト・モノ・情報)の実現	バス利用者数	8.0人/便	10.2人/便
持続可能な公共交通の運営	公共交通の収支率	21.6%	21.6%
	公共交通への公的負担額	57,043千円	57,043千円
まちづくりと連携した交通結節点の整備	交通結節点の利用者数	48,741人	50,083人

市内公共交通運行実績推移について

交通機関		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
コミュニティバス利用者数 (人/年) ※下図1	中央線	36,079	26,884	27,868	28,158	28,654
	湖岸海岸線	20,616	15,792	15,984	16,261	16,266
	合計	56,695	42,676	43,852	44,419	44,920
神宮・あやめ・白帆ライン利用者数(人/年)		29,488	26,888	29,489	32,694	34,804
高速バスかしま号利用者数(人/年)		1,506,119	465,206	651,574	995,302	1,227,430
鹿島臨海鉄道利用者数 (千人/年)		2,050	1,502	1,571	1,720	—
鹿島神宮駅乗車数 (人/日)		968	742	761	779	—
デマンド型乗合タクシー利用者数(人/年) ※下図2		13,036	12,255	14,651	16,759	16,450

※鹿島臨海鉄道利用者数、鹿島神宮駅乗車数の令和5年度実績は集計中。

図1 鹿嶋コミュニティバスの利用者数 (人/年) 推移

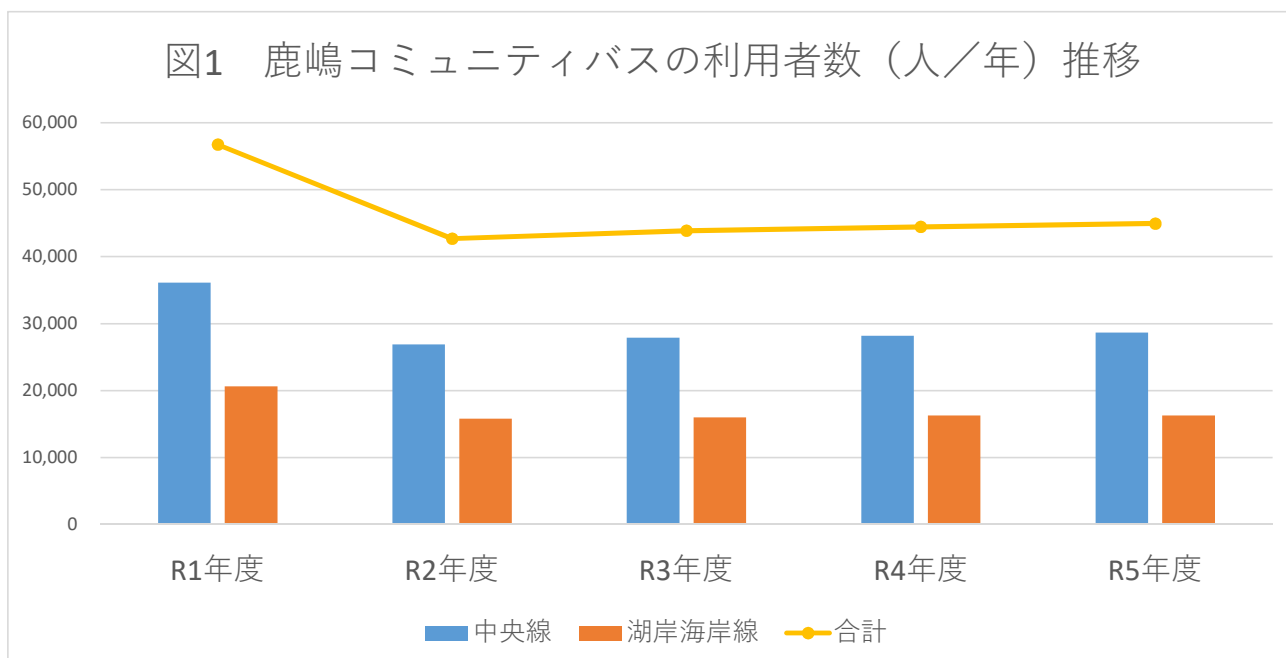
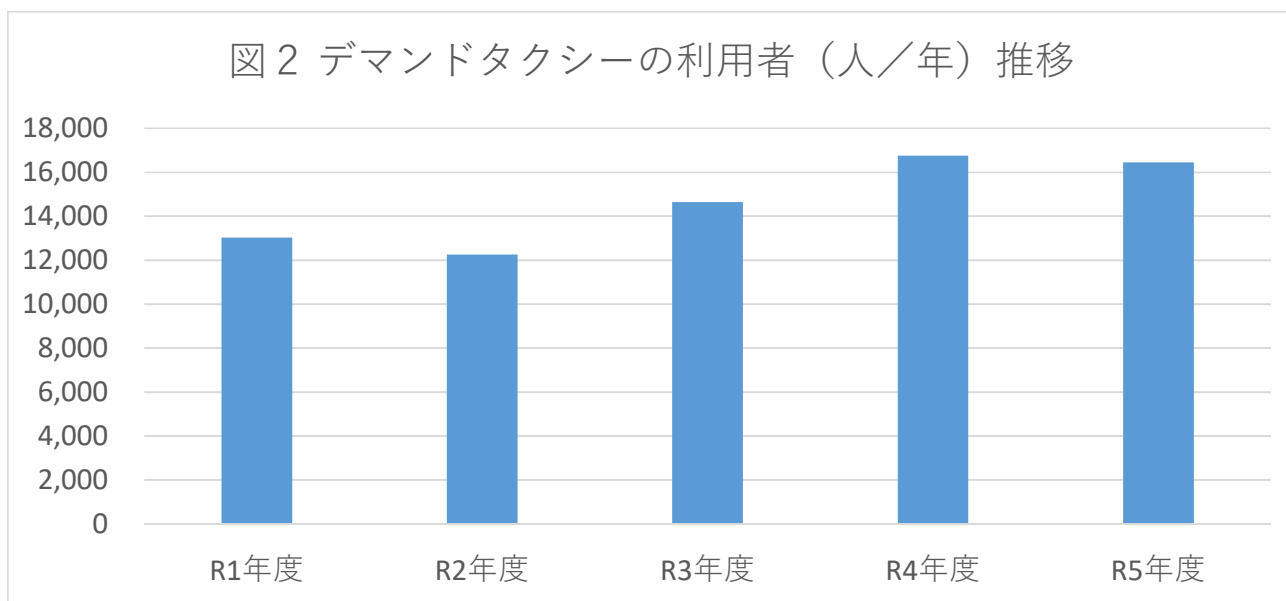


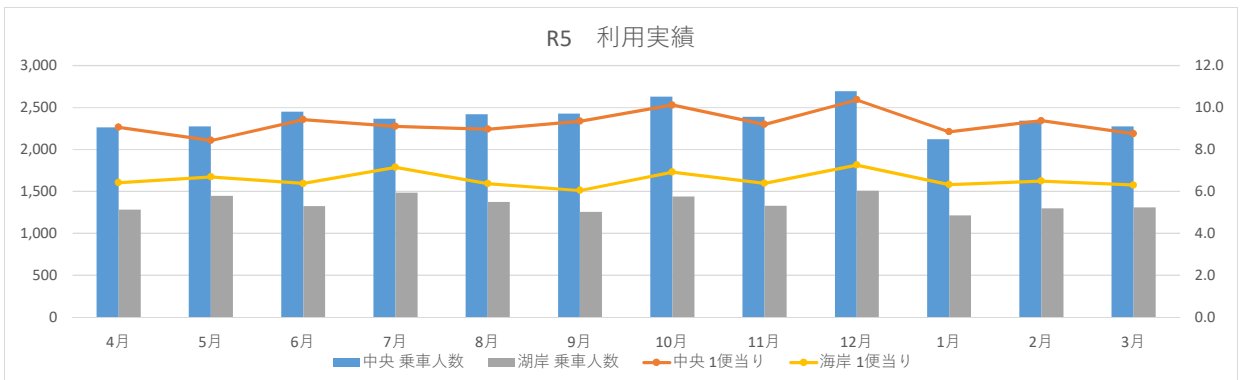
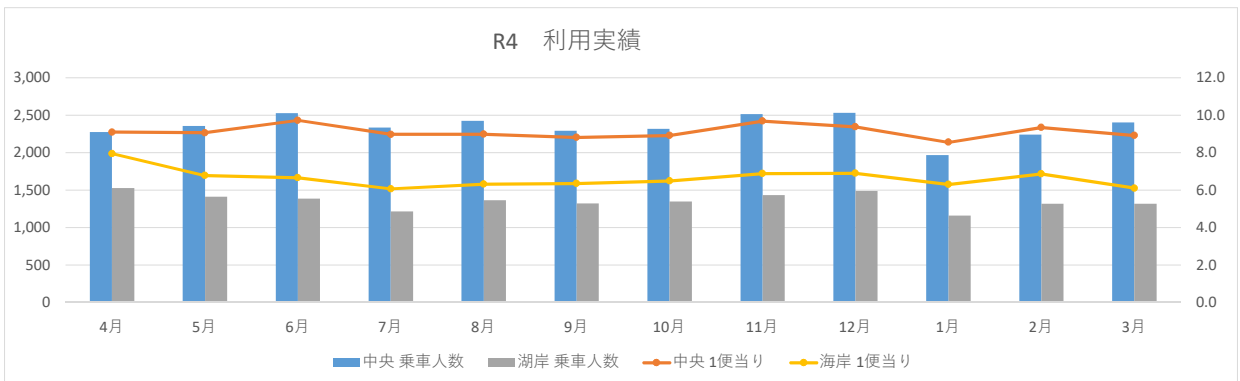
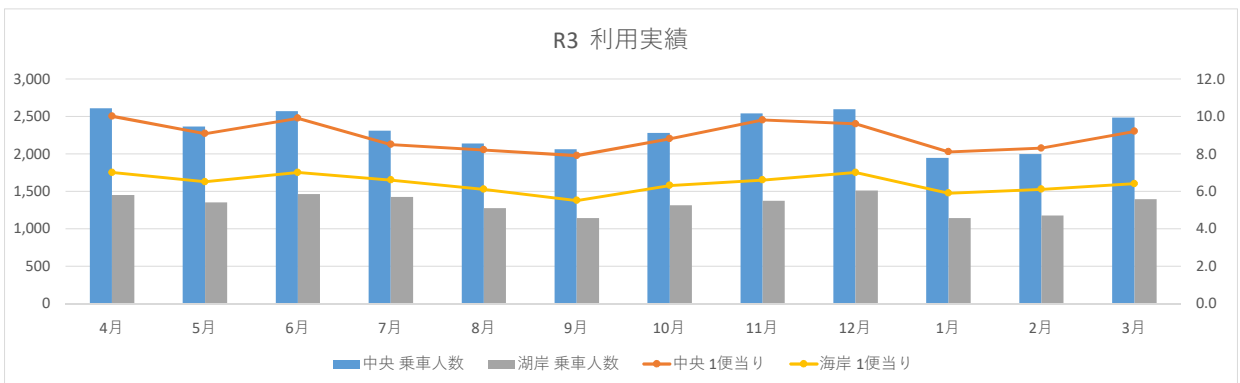
図2 デマンドタクシーの利用者 (人/年) 推移



コミュニティバス利用状況推移

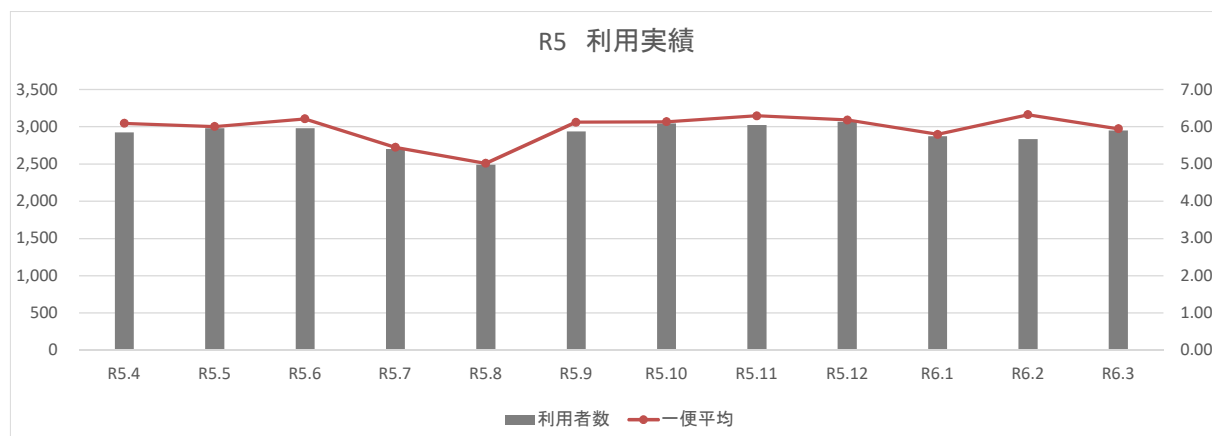
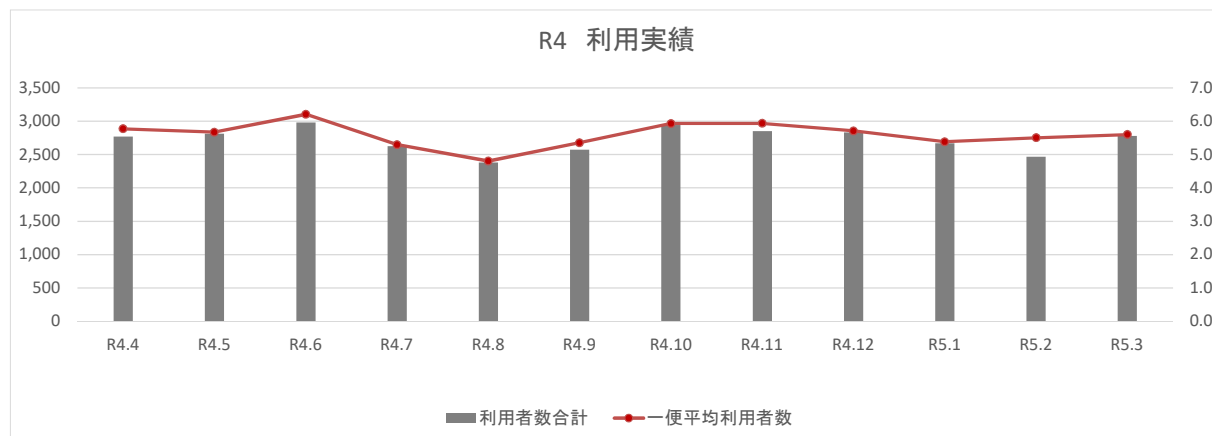
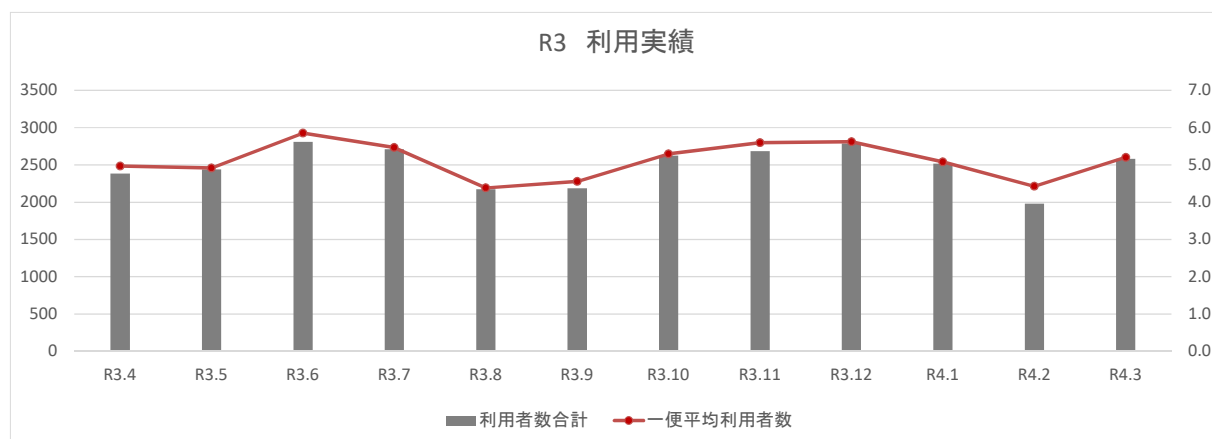
年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
乗車人数	39,931	49,319	56,340	51,833	54,480	51,812	57,538	57,931	60,083	54,153	56,695	42,676	43,852	44,419	44,920

年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
R3	中央	乗車人数	2,606	2,361	2,567	2,308	2,135	2,060	2,275	2,539	2,595	1,945	1,994	2,483	27,868
		1便当り	10.0	9.1	9.9	8.5	8.2	7.9	8.8	9.8	9.6	8.1	8.3	9.2	9.0
	湖岸 海岸	乗車人数	1,447	1,349	1,460	1,421	1,274	1,138	1,309	1,372	1,508	1,140	1,176	1,390	15,984
		1便当り	7.0	6.5	7.0	6.6	6.1	5.5	6.3	6.6	7.0	5.9	6.1	6.4	6.4
R4	中央	乗車人数	2,271	2,353	2,526	2,331	2,422	2,289	2,315	2,514	2,529	1,965	2,240	2,403	28,158
		1便当り	9.1	9.1	9.7	9.0	9.0	8.8	8.9	9.7	9.4	8.5	9.3	8.9	9.1
	湖岸 海岸	乗車人数	1524	1409	1,382	1,212	1,361	1,318	1,347	1,430	1,488	1,158	1,316	1,316	16,261
		1便当り	7.9	6.8	6.6	6.1	6.3	6.3	6.5	6.9	6.9	6.3	6.9	6.1	6.6
R5	中央	乗車人数	2,262	2,275	2,451	2,366	2,421	2,428	2,630	2,390	2,694	2,121	2,342	2,274	28,654
		1便当り	9.0	8.4	9.4	9.1	9.0	9.3	10.1	9.2	10.4	8.8	9.4	8.7	9.2
	湖岸 海岸	乗車人数	1,282	1445	1,326	1,486	1,374	1,257	1,438	1,329	1,509	1,213	1,297	1,310	16,266
		1便当り	6.4	6.7	6.4	7.1	6.4	6.0	6.9	6.4	7.3	6.3	6.5	6.3	6.6



広域路線バス(神宮・あやめ・白帆ライン)利用状況推移

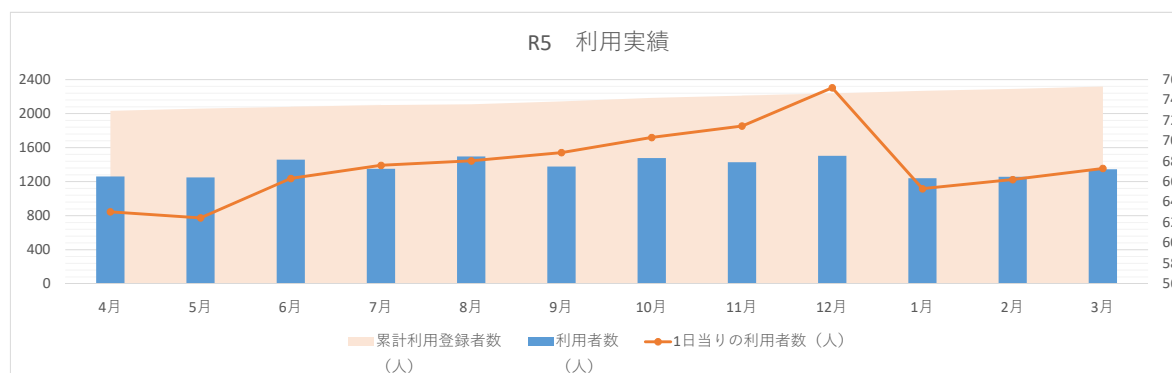
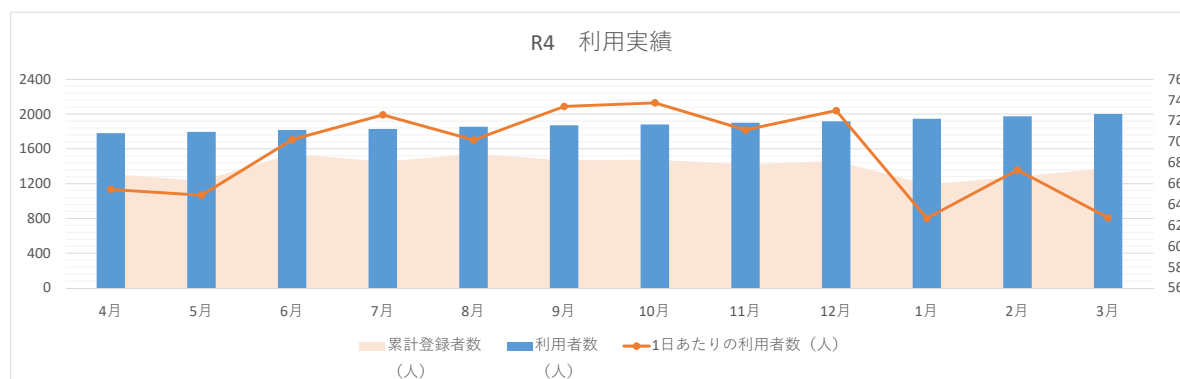
年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R3	麻生方面	1,138	1,229	1,391	1,318	1,056	1,098	1,266	1,290	1,362	1,202	921	1,216	14,487
	鹿嶋方面	1,248	1,210	1,418	1,394	1,117	1,089	1,360	1,396	1,425	1,318	1,062	1,365	15,402
	合計	2,386	2,439	2,809	2,712	2,173	2,187	2,626	2,686	2,787	2,520	1,983	2,581	29,889
	1便当り	4.97	4.92	5.85	5.47	4.38	4.56	5.29	5.60	5.62	5.08	4.43	5.20	5.11
R4	麻生方面	1,321	1,327	1,478	1,289	1,139	1,256	1,445	1,388	1,377	1,314	1,231	1,377	15,942
	鹿嶋方面	1,451	1,487	1,503	1,339	1,244	1,316	1,498	1,463	1,457	1,357	1,235	1,402	16,752
	合計	2,772	2,814	2,981	2,628	2,383	2,572	2,943	2,851	2,834	2,671	2,466	2,779	32,694
	1便当り	5.78	5.67	6.21	5.30	4.80	5.36	5.93	5.94	5.71	5.39	5.50	5.60	5.60
R5	麻生方面	1,415	1,473	1,478	1,326	1,206	1,434	1,490	1,427	1,473	1,312	1,347	1,343	16,724
	鹿嶋方面	1,510	1,506	1,504	1,377	1,283	1,504	1,554	1,595	1,593	1,562	1,486	1,606	18,080
	合計	2,925	2,979	2,982	2,703	2,489	2,938	3,044	3,022	3,066	2,874	2,833	2,949	34,804
	1便当り	6.09	6.01	6.21	5.45	5.02	6.12	6.14	6.30	6.18	5.79	6.32	5.95	5.96



デマンドタクシー実績

令和4年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
累計利用登録者数(人)	1,782	1,796	1,818	1,830	1,854	1,872	1,880	1,901	1,918	1,947	1,974	2,003	
利用者数(人)	1,309	1,233	1,545	1,452	1,544	1,468	1,475	1,423	1,460	1,191	1,279	1,380	16,759
1日当たりの利用者数(人)	65.5	64.9	70.2	72.6	70.2	73.4	73.8	71.2	73.0	62.7	67.3	62.7	69.0
1台当たりの乗車人数(人)	1.36	1.35	1.46	1.51	1.46	1.53	1.64	1.58	1.62	1.39	1.50	1.39	1.48
運賃収入(千円)	762	715	907	845	904	855	853	808	869	701	751	813	9,783

令和5年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
累計利用登録者数(人)	2,033	2,058	2,080	2,100	2,110	2,143	2,185	2,211	2,237	2,267	2,291	2,318	
利用者数(人)	1,261	1,249	1,459	1,352	1,497	1,377	1,477	1,429	1,504	1,241	1,258	1,346	16,450
1日当たりの利用者数(人)	63.1	62.5	66.3	67.6	68.0	68.9	70.3	71.5	75.2	65.3	66.2	67.3	67.7
1台当たりの乗車人数(人)	1.40	1.39	1.47	1.50	1.51	1.53	1.56	1.59	1.67	1.45	1.47	1.50	1.50
運賃収入(千円)	717	700	837	793	885	796	831	797	866	686	705	745	9,358



R4d

項目	金額(千円)	備考	
収入	運賃収入	9,783	
	利用登録	253	1,000円/人
	施設登録	70	10,000円/施設
	収入合計	10,106	
支出	システム等リース料	1,052	5年間の債務負担行為
	運行管理委託費	36,902	車両借上げ料, 受付人件費含む
	スリッカー等作成委託料	132	
	支出合計	38,086	
収支	△ 27,980		
収支率	26.5%		

R5d

項目	金額(千円)	備考	
収入	運賃収入	9,358	
	利用登録	335	1,000円/人
	施設登録	30	10,000円/施設
	収入合計	9,723	
支出	システム等リース料	2,545	再リース
	運行管理委託費	37,013	車両借上げ料, 受付人件費含む
	スリッカー等作成委託料	0	
	支出合計	39,558	
収支	△ 29,835		
収支率	24.6%		

令和6年6月 日

鹿嶋市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性				
<p>当市を含む鹿行地域では、生産年齢人口の減少や急速な高齢化等に伴うまちの活力低下が深刻な問題となっている。当市では、「スマート&コンパクト」なまちづくりに向け、公共交通体系の構築を一つの契機として「コンパクトなまち」を形成し、そのエリアにおける「誰もが利用しやすい公共交通体系の形成」を目指している。</p> <p>一方、当市は車社会であり、市民の多くは、日常的な外出時や通勤・通学先までの移動手段に自家用車を用い、公共交通の利用が少ないことから、バスや鉄道の本数も少なく、高齢者など交通弱者の移動手段の確保が課題の一つとなっている。</p> <p>これらの課題解決の一助として、平成30年7月から、市内の医療機関、商業施設、金融機関、公共施設などへの日常生活に欠かせない移動を確保すべく鹿嶋市デマンド型乗合タクシーの運行を開始した。鹿嶋市デマンド型乗合タクシーは交通結節点にて、市内外を結ぶ公共交通である鹿行広域バス（神宮あやめ白帆ライン）や神栖市コミュニティバスなどへの接続により、広域への移動も可能となっており、公共交通ネットワークを構築する上で重要な役割を担っている。</p> <p>一方で、鹿嶋市デマンド型乗合タクシーは、自治体や事業者の運営努力だけでは、路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。</p>				
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果				
(1) 事業の目標				
鹿嶋市デマンド型乗合タクシーについては、現状値（R5）を維持することを目標とする。				
○鹿嶋市デマンド型乗合タクシーについては、以下を目標とする。				
目標となる指標	現状値※ (R5. 4. 1~R6. 3. 31)	目標値(R7)	目標値(R8)	目標値(R9)
1台当り利用者数	1.5人	1.5人	1.5人	1.5人
年間利用者数	16,450人	16,450人	16,450人	16,450人
(鹿嶋市地域公共交通計画 P38 参照)				
(2) 事業の効果				
鹿嶋市デマンド型乗合タクシーは、利用者の自宅と市内の主要な医療機関、商業施設、金融機関、公共施設などをドア to ドアで結び、市内の交通系統を補完する欠かせない系統となっている。また、鹿嶋市デマンド型乗合タクシーの目的施設である鹿島神宮駅やチェリオ・イオンは交通結節点となっており、鹿行広域バス（神宮あやめ白帆ライン）や神栖市コミュニティバスへの接続により、より広域への移動に対し、利便性の高い公共交通となっている。				
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体				
<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通の維持・形成（鹿嶋市，交通事業者） ・周遊観光の導入（鹿嶋市，交通事業者） ・地域コミュニティによる互助交通の導入検討（各地域） ・交通事業者間における発着時間の調整やわかりやすい情報提供（鹿嶋市，交通事業者，市内に立地する施設関係者等） 				

<ul style="list-style-type: none"> ・新技術による公共交通施策の導入（鹿嶋市，交通事業者） ・市民等に対する利用促進策の推進（鹿嶋市） ・交通事業者への取組への支援（鹿嶋市，鹿嶋市地域公共交通活性化協議会） ・コンパクト＋ネットワークの推進（鹿嶋市） ・交通結節点・待合環境の整備（鹿嶋市，交通事業者） <p>（鹿嶋市地域公共交通計画 P29～37 参照）</p>
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び 運送予定者</p>
<p>別添の表 1 のとおり。</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</p>
<p>○鹿嶋市デマンド型乗合タクシー 運賃収入・利用者登録料・目的施設登録料及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を鹿嶋市が負担する。</p>
<p>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</p>
<p>利用者数について，数値指標によるモニタリング・評価を実施</p>
<p>7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき，協議会が平日 1 日当たりの 運行回数が 3 回以上で足りると認めたシステムの概要 【地域間幹線システムのみ】</p>
<p>※該当無し</p>
<p>8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき，協議会が「広域行政圏の中心市町村 に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線システムのみ】</p>
<p>※該当無し</p>
<p>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及 びその他特記事項 【地域間幹線システムのみ】</p>
<p>※該当無し</p>
<p>10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダーシステムのみ】</p>
<p>別添の表 5 のとおり。</p>
<p>11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ うとする場合のみ】</p>
<p>※該当無し</p>
<p>12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ うとする場合のみ】</p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<p>※該当無し</p>

(2) 事業の効果
※該当無し
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【 <u>車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
※該当無し
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【 <u>公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
※該当無し
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
※該当無し
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
(1) 事業の目標
※該当無し
(2) 事業の効果
※該当無し
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
※該当無し
18. 協議会の開催状況と主な議論
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年 4 月 15 日（平成 28 年度第 1 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会） 協議会の設置について、鹿嶋市地域公共交通網形成計画の策定、新規広域公共交道路線について議論し、承認された。 ・平成 28 年 8 月 3 日（平成 28 年度第 2 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会） 鹿嶋市地域公共交通網形成計画の策定の進め方、アンケート調査、広域路線バスについて議論し、承認された。 ・平成 28 年 8 月 4 日（第 1 回鹿行地域公共交通確保対策協議会） 鹿行地域の公共交通現状と課題を整理し、今後の協議の進め方について議論し、承認された。 ・平成 28 年 11 月 17 日（第 2 回鹿行地域公共交通確保対策協議会） 各市課題などが一致した 3 ルートについて議論し、承認された。 ・平成 28 年 11 月 29 日（平成 28 年度第 3 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会） アンケート結果、鹿嶋市の課題及び基本方針について議論し、承認された。 ・平成 29 年 1 月 11 日（平成 28 年度第 4 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会） 鹿嶋市地域公共交通網形成計画素案について議論し、承認された。 ・平成 29 年 1 月 30 日（第 3 回鹿行地域公共交通確保対策協議会）

運賃や自治体支援スキームについて議論し、承認された。

- ・平成 29 年 2 月 20 日（平成 28 年度第 5 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）
パブリックコメントの結果、鹿嶋市地域公共交通網形成計画について議論し、承認された。
- ・平成 29 年 5 月 30 日（第 4 回鹿行地域公共交通確保対策協議会）
路線、運賃、時刻表、運行開始時期等について議論し、承認された。
- ・平成 29 年 6 月 19 日（平成 29 年度第 1 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）
鹿嶋市地域公共交通再編実施計画、広域路線について議論し、承認された。
- ・平成 29 年 7 月 25 日（平成 29 年度第 2 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）
市内の公共交通空白地とその対応策、地域公共交通の比較、生活交通確保維持改善計画等について議論し、承認された。
- ・平成 29 年 9 月 28 日（平成 29 年度第 3 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）
鹿嶋コミュニティバス・神宮あやめライン・鹿行北浦ラインの利用状況、公共交通再編に係る比較、再編ケース別の市負担額比較について議論し、承認された。
- ・平成 29 年 9 月 28 日（第 5 回鹿行地域公共交通確保対策協議会）
広域路線バス（潮来・行方ルート）の実証運行の実施、神宮あやめラインの利用状況及び利用促進策について議論し、承認された。
- ・平成 29 年 11 月 21 日（平成 29 年度第 4 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）
鹿嶋コミュニティバス路線変更、鹿嶋市デマンド型乗合タクシー運行計画、鹿嶋市地域公共交通再編実施計画の構成等について議論し、承認された。
- ・平成 29 年 12 月 18 日（平成 29 年度第 5 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）
鹿嶋コミュニティバスの路線変更及び時刻表、鹿嶋市デマンド型乗合タクシー運行計画、鹿嶋市地域公共交通再編実施計画等について議論し、承認された。
- ・平成 30 年 2 月 6 日（第 6 回鹿行地域公共交通確保対策協議会）
鹿行広域バスの利用状況、鹿行広域バスの平成 30 年 4 月以降の運行等について議論し、承認された。
- ・平成 30 年 2 月 15 日（平成 29 年度第 6 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）
鹿嶋コミュニティバスの路線変更及び時刻表、鹿嶋コミュニティバス及び広域路線バスの利用実績について議論し、承認された。
- ・平成 30 年 6 月 25 日（平成 30 年第 1 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）
生活交通確保維持改善計画、平成 29 年度実績報告等について議論し、承認された。
- ・平成 30 年 6 月 29 日（第 7 回鹿行地域公共交通確保対策協議会）
鹿行広域バスの利用実績及び利用促進の取り組み、鹿行広域バスの運行見直しについて議論し、承認された。
- ・平成 30 年 10 月 11 日（第 8 回鹿行地域公共交通確保対策協議会）
鹿行広域バスの運行見直しについて議論し、承認された。
- ・平成 30 年 11 月 20 日（平成 30 年第 2 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）
鹿行広域バスの運行の再編案・運賃体系の方針について議論し、承認された。
- ・平成 31 年 1 月 16 日（平成 30 年第 3 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）
鹿行広域バスの運賃・定期等について議論し、承認された。
- ・平成 31 年 2 月 18 日（鹿嶋市地域公共交通活性化協議会【書面協議】）
新高校生に対するリーフレット（バスお試し乗車券）の配布、鹿嶋市生活交通確保維持改善計画変更、地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について議論し、承認された。
- ・令和元年 6 月 20 日（鹿嶋市地域公共交通活性化協議会【書面協議】）
生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）について議論し、承認された。
- ・令和元年 7 月 30 日（令和元年度第 1 回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）
前年度の市内公共交通運行実績報告、鹿嶋コミュニティバス及びデマンド型乗合いタクシー

の改善策について議論し、承認された。

- ・令和元年度8月6日（第9回鹿行地域公共交通確保対策協議会）
鹿行広域バス（神宮あやめ白帆ライン）の利用状況について、鹿行地域の地域間幹線系統の生産性向上について及び公共交通空白地解消に向けた対策について議論し、承認された。
- ・令和2年1月17日（鹿嶋市地域公共交通活性化協議会【書面協議】）
新高校生に対するリーフレット（バスお試し乗車券）の配布について議論し、承認された。
- ・令和2年7月14日（令和2年度第1回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）
前年度の市内公共交通実績報告、生活交通確保維持改善計画について議論し、承認された。
- ・令和3年1月27日（令和2年度第2回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会【書面協議】）
新高校生に対するリーフレット（バスお試し乗車券）の配布、生活交通確保維持改善計画の事業評価について議論し、承認された。
- ・令和3年6月21日（令和3年度第1回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）
前年度の市内公共交通実績報告、生活確保維持改善計画について議論し、承認された。
- ・令和4年1月25日（令和3年度第2回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）
新高校生に対するリーフレット（バスお試し乗車券）の配布、生活交通確保維持改善計画の事業評価及び神栖市コミュニティバスに係る国庫補助金の割振り変更について議論し、承認された。
- ・令和4年6月21日（令和4年度第1回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）
前年度の市内公共交通実績報告、生活確保維持改善計画について議論し、承認された。
- ・令和4年9月28日（令和4年度第2回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）
地域公共交通計画、鹿嶋市地域公共交通持続可能性調査業務について議論し、承認された。
- ・令和5年1月23日（令和4年度第3回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）
生活交通確保維持改善計画の事業評価、鹿嶋市地域公共交通活性化協議会財務規程、地域公共交通計画、新高校生に対するリーフレット（バスお試し乗車券）の配布について議論し、承認された。
- ・令和5年6月16日（令和5年度第1回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会【書面協議】）
前年度の市内公共交通実績報告、生活確保維持改善計画、新高校生に対するリーフレット（バスお試し乗車券）の配布について議論し、承認された。
- ・令和5年7月24日（令和5年度第2回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会【書面協議】）
公共交通に関するアンケート調査の実施について議論し、承認された。
- ・令和5年9月29日（令和5年度第3回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）
鹿嶋市地域公共交通計画、公共交通に関する市民アンケート調査の結果について議論し、承認された。
- ・令和5年12月8日（令和5年度第4回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）
鹿嶋市地域公共交通計画素案について議論し、承認された。
- ・令和6年1月26日（令和5年度第5回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会【書面協議】）
生活交通確保維持改善計画の事業評価について議論し、承認された。
- ・令和6年3月1日（令和5年度第6回鹿嶋市地域公共交通活性化協議会）
鹿嶋市地域公共交通計画の策定について議論し、承認された。

19. 利用者等の意見の反映状況

鹿嶋市地域公共交通活性化協議会の構成員として、住民及び利用者代表である一般公募の委員や市内事業所に勤める通勤者の参画を得ており、概要の説明・意見の集約を行った。

今後、ヒアリング調査・利用者アンケートなどを通じて、費用対効果の検証による定期的な見直しを行っていく予定である。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）茨城県鹿嶋市大字平井 1187 番地 1

（所 属）鹿嶋市政策企画部政策推進課

（氏 名）牧野 雄生

（電 話）0299-82-2911

（e-mail）seisaku@city.ibaraki-kashima.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・ 9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
鹿嶋市	(有)鹿島水郷タクシー (有)中央タクシー (有)光交通 神栖モビリティサービス (株)	(1) 鹿嶋市デマンド型 乗合タクシー		鹿嶋市内		往 km 復 km	243日	3645回			区域運行	①	JR鹿島神宮駅にて地域間 幹線系統(銚子駅行き)と 接続	②
		(2)				往 km 復 km	日	回						
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	鹿嶋市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	46399
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
鹿嶋市地域公共交通計画	令和6年3月18日	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)) (実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

3 バスお試し乗車券計画案について

中学 3 年生（相当）に対するリーフレットの配布（令和 6 年度）計画（案）

1 趣旨・目的

中学 3 年生（受験生）を対象に、公共交通の乗り方や利用のメリットを紹介するリーフレットの配布及び、県バス協会の協力により県内の路線バスが 1 乗車につき 100 円 で利用できる「バスお試し乗車券」の配布を行い、進学先（受験先）を検討する際に通学手段を確認してもらうことで、受験生や保護者の公共交通利用に関する意識の醸成及び利用促進を図る。

2 バスお試し乗車券の内容

- (1) 対象者：茨城県内の中学校及び義務教育学校に在籍する
令和 6 年度中学 3 年生（義務教育学校 9 年生）の生徒
- (2) 有効期間：令和 6 年 7 月 22 日（月）～令和 6 年 8 月 31 日（土）※41 日間（予定）
- (3) 使用方法：
 - ①リーフレットからバスお試し乗車券を切り離し、見学先の高校、乗降バス停、所属学校を記入
 - ②降車の際に、バスお試し乗車券をバス運転手に掲示後、整理券及び現金 100 円と一緒に運賃箱に投入（乗車券 1 枚につき片道 1 乗車の利用が可能）
 - ③バスお試し乗車券は、下記バス事業者が運行する路線バス（高速バス及び深夜バス除く）及び事業に協賛いただいたコミュニティバスで、ア～ウに該当する場合のみ利用可
 - ア．茨城県内での乗降
 - イ．茨城県内で乗車し、茨城県外で降車
 - ウ．茨城県外で乗車し、茨城県内で降車

<対象バス事業者>
関東鉄道(株)、関鉄パープルバス(株)、関鉄グリーンバス(株)、茨城交通(株)、
大和交通自動車(株)、朝日自動車(株)、茨城急行自動車(株)、ジェイアールバス関東(株)、
(株)昭和観光自動車、椎名観光バス(株)、(株)池田交通及び一部コミュニティバス運行事業者

3 配布対象…次の 227 校の中学 3 年生（義務教育学校 9 年生）に配布

- (1) 公立中学校、義務教育学校・・・216 校
- (2) 国立大学附属中学校・・・1 校
- (3) 私立中学校・・・10 校

4 配布部数…約 26,000 部

- (1) 生徒及び保護者分…生徒 1 人につき 1 部（バスお試し乗車券 2 枚入り）
- (2) 教師分…各学校の学級数ごとに 1 部
- (3) その他…予備分として学校ごとに 5 部

5 実施スケジュール案

6月下旬以降、県交通政策課より各学校に配布。

	R6 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
R6年度 (R6夏) 実施	★乗合委員会 (県バス協会)		★活性化会議 幹事会	←意見募集※ →	←運賃協議会※ →	★活性化会議 総会	←リーフレット作成 →	★事業者から運輸局へ届出提出 ★各中学校等へ送付 ★各中学校等にて生徒に配布	←実施 →	★実績報告 (バス協会)

※R5.10.1 改正道路運送法により、各市町村の運賃協議会における協議に先立ち、住民や利用者等の意見を募集する必要がある。

→新たに追加する路線（ルート）がある場合、各市町村の交通会議において、意見募集及び運賃協議会を実施。

ただし、R5年度に参画していた路線やコミバス（ルート）については、そのR6年度までにルートを変更した場合であっても、R5年度に当該路線全域について届出しているため、R6年度の協議は不要。

6 実績

○平成27年度（平成28年春配布）から令和5年度（令和5年夏配布）までの配布状況

年度 ※1	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4 (R5春)	R5 (R5夏)
作成 部数	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	34,000	34,000	33,000	29,000
実施 期間	28日間	28日間	26日間	26日間	26日間	49日間	49日間	49日間	42日間
高校数 ※2	123	123	122	121	120	145	146	147	267
新入生 数※2	26,735	26,235	25,870	25,307	24,742	23,674	23,850	23,972	24,878
利用 枚数	1,353	1,393	1,349	1,893	1,076	2,470	1,981	1,775	882

※1 令和4年度までは3～4月に実施していたが、令和5年度からは7～8月に実施。

※2 対象者 令和3年度まで：新高校生のみ 令和4年度：新高校生及び新中高一貫校入学生
令和5年度から：中学3年生（義務教育学校等は中学3年生相当）

4 鹿島合同自動車株式会社の実業の承継について

鹿嶋市地域公共交通活性化協議会の同意に基づき運行している一般乗合旅客自動車運送事業について、運行事業者より下記のとおり事業の承継に関する旨の申出があったため、協議いたします。

1. 事業を廃止する者及び新たに事業を行う者の住所、名称、代表者氏名

(事業を廃止する者)

住 所：茨城県鹿嶋市宮中5-13-3

名 称：鹿島合同自動車株式会社

代表者氏名：代表取締役 花ヶ崎 茂

(新たに事業を行う者)

住 所：茨城県鹿嶋市宮中5-13-3

名 称：神栖モビリティサービス株式会社 鹿島営業所

代表者氏名：代表取締役 木村 正男

2. 事業の種別

一般乗合旅客自動車運送事業

- ・鹿嶋市デマンド型乗合いタクシー

3. 変更しようとする時期 令和6年7月1日

※ただし、鹿島合同自動車株式会社の廃止届出から30日以降、かつ神栖モビリティサービス株式会社が提出する道路運送法の申請が認可された日以降とする。

4. 鹿嶋市デマンド型乗合いタクシー運行計画の変更点

神栖モビリティサービス株式会社は鹿島合同自動車株式会社の事業施設等を引き継いで事業を行う予定であり、運行事業者については「市内タクシー事業者」としているため、運行計画に変更は生じませんが、市内タクシー事業者が以下のとおり変更となります。

表 市内タクシー事業者

変更前	変更後（変更がある項目のみ記載）
鹿島合同自動車（株）	神栖モビリティサービス（株） 鹿島営業所
（有）鹿島水郷タクシー	
（有）中央タクシー	
（株）はまなすタクシー	
（有）光交通 鹿嶋営業所	

鹿嶋市デマンド型乗合いタクシー運行計画表 (※今回の変更に伴う変更点無)

項目	内容																
運行の態様	区域運行																
営業区域	鹿嶋市全域(市内)																
利用対象者	鹿嶋市民(但し、事前登録が必要) ※介助者は鹿嶋市民でなくても利用可。																
サービス方式	路線を定めず電話等による利用者の予約に応じた乗合運行																
乗降場所	①利用者のご自宅 ②登録された目的施設																
運行開始日	平成30年7月4日(水)																
運行日	平日のみ ※土、日、祝日、年末年始(12/29~1/3)は運休。																
運行時間	午前8時~午後4時 ※午後4時便の最終利用者が下車するまで。																
運行便数	1日15便 00分発(3台) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>8:00</td> <td>9:00</td> <td>10:00</td> <td>11:00</td> </tr> <tr> <td>13:00</td> <td>14:00</td> <td>15:00</td> <td>16:00</td> </tr> </table> 30分発(3台) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>8:30</td> <td>9:30</td> <td>10:30</td> <td>11:30</td> </tr> <tr> <td>13:30</td> <td>14:30</td> <td>15:30</td> <td></td> </tr> </table> ※00分発と30分発については、日によって、運行する時間帯が異なります。	8:00	9:00	10:00	11:00	13:00	14:00	15:00	16:00	8:30	9:30	10:30	11:30	13:30	14:30	15:30	
8:00	9:00	10:00	11:00														
13:00	14:00	15:00	16:00														
8:30	9:30	10:30	11:30														
13:30	14:30	15:30															
使用車両	セダン型車両(6台)																
運賃	市内を鹿島区域と大野区域に分け、下表のとおり運賃を設定。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>同じ区域の移動</td> <td>2区域の移動</td> </tr> <tr> <td>500円</td> <td>1,000円</td> </tr> </table> 【割引運賃】 (半額) ①未就学児及び障がい者 ②重度障がい者(身体1種、精神1級又は療育A以上)の介助者 (無料) 3歳未満で座席を使用しない場合	同じ区域の移動	2区域の移動	500円	1,000円												
同じ区域の移動	2区域の移動																
500円	1,000円																
運行事業者	市内タクシー事業者																
受付窓口	まちづくり鹿嶋株式会社																
予約受付	<ul style="list-style-type: none"> ・利用日の1週間前~利用時間の1時間前までに電話で予約。 ・8:00, 8:30, 9:00便は前日までに予約が必要。 ・予約受付時間は平日の8:00~16:00 ・受付オペレータが利用日時や乗降場所などを確認しながら、端末を操作して乗車時刻の候補を検索し、通話中に予約を確定する。 																

5 鹿嶋市地域公共交通活性化協議会設置規則の一部改正について

一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定等に関する協議は、これまで鹿嶋市地域公共交通活性化協議会で行っていましたが、道路運送法の改正により、鹿嶋市地域公共交通活性化協議会とは別に、運賃協議会を設置し、協議することとなりました。

つきましては、本協議会に、運賃協議会を設置できるよう、下記のとおり、本協議会設置規則を改正いたしたく、協議いたします。

記

改正する前の条文	改正後の条文
<p>(設置)</p> <p>第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号_____）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域の需要に応じた市民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議し、同時に、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関する協議を行うため、鹿嶋市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(分科会)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号_____）第6条第1項の規定に基づき、地域の需要に応じた市民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議し、同時に、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関する協議を行うため、鹿嶋市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる事項に関する事務を所掌する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(分科会)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 第3条第1項に掲げる事項のうち、乗合旅客運送の運賃・料金等に関する事項の協議は、法第9条第4項各号に規定する構成員をもって分科会として運賃協議会を設置し、行うものとする。</p>

○鹿嶋市地域公共交通活性化協議会設置規則

平成28年4月15日

規則第18号

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、地域の需要に応じた市民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議し、同時に、地域公共交通計画(以下「計画」という。)の作成及び実施に関する協議を行うため、鹿嶋市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(令4規則13・一部改正)

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、茨城県鹿嶋市大字平井1187番地1鹿嶋市役所内に置く。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- (2) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (3) 計画の作成及び変更に関すること。
- (4) 計画の実施に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。

(組織)

第4条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係運輸支局長又はその指名する職員
- (2) 茨城県公共交通担当職員
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の代表及び運転者が組織する団体
- (4) 道路管理者
- (5) 関係警察署員
- (6) 地域住民を代表する者
- (7) 商工観光推進に携わる者
- (8) 地域福祉推進に携わる者
- (9) 学識経験を有する者
- (10) 鹿嶋市公共交通担当副市長
- (11) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を各1人置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 6 会議の議決は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
(協議結果の取扱い)

第7条 委員は、会議において協議が調った事項について、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第8条 協議会に提案する事項について、協議又は調整を行うため、必要に応じ協議会に幹事会を設置することができる。

(分科会)

第9条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を設置することができる。

(事務局)

第10条 協議会の庶務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、公共交通担当課に置く。
- 3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、事務局長は公共交通担当課長、事務局員は公共交通担当課の職員をもって充てる。

(協議会長の印)

第11条 鹿嶋市地域公共交通活性化協議会長の印は、別表のとおりとする。

- 2 前項の取扱いについては、鹿嶋市の公印に関する規則(平成7年規則第13号)の例による。

(平30規則33・追加)

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

(平30規則33・旧第11条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(鹿嶋市地域公共交通会議設置規則の廃止)
- 2 鹿嶋市地域公共交通会議設置規則(平成19年規則第6号)は、廃止する。

附 則(平成30年11月28日規則第33号)

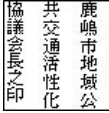
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月31日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第11条関係）

（平30規則33・追加）

種類	ひな形	寸法	用途	保管者	個数
鹿嶋市地域公共交通活性化協議 会長印		方21mm	会長名をもって発する文書	事務局長	1